

大野町中学校部活動地域移行ガイドライン

改訂版

令和7年3月改訂

大野町教育委員会



- I 学校部活動
- II 新たな地域クラブ
- III 大会等の在り方

はじめに

本ガイドラインは、令和5年3月に策定された岐阜県教育委員会発行の「岐阜県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下県ガイドラインという。）の内容を踏まえ、大野町としての地域移行の取り組みについての細則を定めたものである。

I 学校部活動

1 運営

（1）教育活動の一環としての位置づけ

- ① 学校の管理下で、学校教育の一環として、行われるものである。
- ② 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものである。

（2）学校の地域性や特色を生かした部の設置

- ① 校長は、生徒、教職員の数等を踏まえ、適正な数の部活を設置する。

（3）複数校合同部活動の促進

- ① 設置している部の部員数が少なく、十分な活動ができない部活については、町内あるいは他市町の中学校と合同で活動を行うことができるように連携を図る。なお、複数校合同部活動の設置・運営については、県ガイドラインに定める原則及び留意点に従うものとする。

2 管理

（1）活動時間や休養日等、適切な活動基準の設定

県ガイドラインに準ずる。

（2）生徒の心身の健康管理と事故防止

県ガイドラインに準ずる。

3 指導・連携体制

（1）外部指導者の発掘・連携

- ① 指導の充実をはかるため、外部指導者の発掘に努める。
- ② 学校（校長、各顧問等）、各部活保護者代表、全外部指導者による情報交換の場を年1回以上設けることとする。
- ③ 部活ごとに顧問、全保護者、外部指導者による情報交換の場を新年度、あるいは新チーム結成時など適切な時期に年1回以上設けることとする。

（2）体罰の根絶等、指導者の資質向上

- ① 町及び校長は、スポーツ医・科学の成果を積極的に習得し、効果的なスポーツ・文化芸術活動の有り方や技術指導だけでなく、学校での活動の教育的意義を理解した指導者を確保・育成するため、岐阜県教育委員会、公益財団法人岐阜県スポーツ協会主催の研修会への参加を顧問及び指導者へ呼びかけ、指導者ライセンス取得を促進する。

(3) 顧問に対する指導技術の向上

- ① 校長は、顧問の指導技術向上のためスポーツ庁の示す中央競技団体作成の運動部活動における指導手引き等の普及、活用の促進をする。

4 配慮事項

(1) 学校部活動への参加

- ① 校長は、スポーツ・文化芸術に親しむことを重視し、運動、音楽、絵を描くことなどが苦手な生徒や障がいのある生徒などだれもが参加しやすい環境に配慮する。
- ② 中学校体育連盟（以下、「中体連」という。）が主催する「中学校総合体育大会」への登録・出場、文化芸術等の大会・コンクール等への参加に配慮するなど、達成感や充実感をもたらす機会・場の設定に努める。

(2) 関係機関・団体との連携

- ① 中学校部活動及び複数校合同部活動共に大会参加において、県ガイドラインに示す中学校総合体育大会の運営等の在り方等に基づき、県中体連と連携を図る。
- ② 文化芸術団体の実施する大会・コンクールにおいても同様に各団体と連携を図る。

(3) 適正な会計管理

- ① 部費等の徴収管理については、保護者会が行うものとし適正に執行されるよう中学校は助言をする。会計処理は、保護者会が行うものとし、適正な執行や会計について中学校、保護者会の承認を得るものとする。

II 新たな地域クラブ

1 新たな地域クラブ活動に向けた環境整備

(1) 体制整備

- ① 町、学校関係者、地域スポーツ団体、文化芸術団体、県コーディネーター、保護者代表等からなる検討会議を開催し、地域移行に向け協議検討する。
- ② 運動部活動については、令和6年8月以降の休日の活動は、地域クラブで活動を行う。文化系部活動のうち吹奏楽、管弦楽については令和7年4月より地域移行する。その他の文化系部活動については、平日の状況や生徒のニーズなども踏まえ体制整備を検討する。会員不足により活動が難しいクラブについては、まずは揖斐郡内での合同活動など活動が継続できる方法を検討する。その上で、活動のめどが立たないクラブについては、協議検討の上休クラブ又は廃クラブとする。
- ③ 平日の部活動については、当面の間現在の学校部活動として継続して実施する。
- ④ 休日と平日で指導者が異なるため、部活動顧問と地域クラブ指導者の2者間で活動目標を共有する。また、障がいのある生徒や配慮が必要な生徒などの情報は密に共有する。
- ⑤ 部活動顧問と地域クラブ指導者、保護者の3者間での連絡体制を平常時、緊急時それぞれ

に体制を明確化する。特に、事故発生時など緊急時の対応はマニュアル化し、内容を共有しておく。

- ⑥ 地域クラブの指導者は、会員の個人情報や内部情報など、知り得た情報の取り扱いには十分注意する。緊急を要する場合を除き、会員の個人情報は外部に漏らさないよう取り扱いには責任をもって管理する。また、指導を退いた後も同様とする。
- ⑦ 揖斐郡部活動地域移行協議会（以下「揖斐郡協議会」という）の規約に基づく揖斐郡内の地域クラブ活動については、揖斐郡部活動協議会で協議の上活動に関する取り決めをする。その他加入できる種目が居住地になく大野町での活動を希望する他市町の生徒がいる場合については、該当市町と協議の上、活動に関する取り決めをした上で受け入れを検討する。

（２）新たな地域クラブ活動への移行の段階的推進

- ① 町は、地域移行に対する具体的な取り組み、スケジュール等について各種団体・学校・保護者等関係者に対しわかりやすく周知する。
- ② 町は、令和７年度末の改革推進期間終了後において、学校部活動の地域移行に向けた環境整備にかかる進捗状況を評価・分析し、継続して環境の充実に取り組む。
- ③ 備品、用具の使用については、当面の間学校部活動で使用している用具等を校長及び保護者代表の承認を得た上で共有使用する。徐々に地域クラブでも購入する。破損や追加購入については種目毎にとりきめをする。

２ 運営

（１）運営団体・実施主体

- ① 部活動地域移行に係る問い合わせに対応する窓口は、教育委員会生涯学習課とする。
- ② 運動系の地域クラブの運営団体は、おおのスポーツクラブとする。おおのスポーツクラブ内に部活動地域移行にかかるクラブを新たに設立する。新たなクラブの名称は、おおのジュニアクラブとする。
- ③ おおのジュニアクラブは、事務局を教育委員会生涯学習課に置く。
- ④ おおのジュニアクラブは、目的や活動内容、運営方法等が記載された規約等を作成する。
- ⑤ 文化系のうち、吹奏楽及び管弦楽については１つのクラブとして地域クラブ活動する。地域クラブの運営団体は、大野町音楽協会とする。大野町音楽協会内に部活動地域移行にかかるクラブを新たに設立する。新たなクラブの名称は、大野ジュニアウインドオーケストラとする。
- ⑥ 大野ジュニアウインドオーケストラは、目的や活動内容、運営方法等が記載された規約等を作成する。

3 管理

(1) 活動時間及び休養日等の設定

県ガイドラインに準ずる。

(2) 活動場所

- ① おおのジュニアクラブ及び大野ジュニアウインドオーケストラ（以下「おおのジュニアクラブ等」という。）が活動を行う場所は、学校施設・社会体育施設・生涯学習施設等を利用する。町有施設については、利用申請の手続きをする。
- ② おおのジュニアクラブ等が活動を行う町有施設の利用料については、町の条例等の規定によるものとする。

(3) 活動

- ① おおのジュニアクラブ等は、特定の種目や分野に専念する活動だけでなく、誰もが一緒に参加できる活動、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を整備する。
- ② 活動は、生徒の自主的、自発的参加により行われるものである点は、学校部活動と同様であるが、3年生の夏季大会等（中体連・吹奏楽コンクール）後の活動についても継続的に活動することができることとする。なお、夏季大会等（中体連・吹奏楽コンクール）後の活動を望まない生徒は、退会手続きにより自由に退会できる。

(4) 会費の設定

- ① おおのジュニアクラブ等の会費等については別に定める。
- ② 会費の徴収・管理は、おおのジュニアクラブ等が行う。

(5) 保険の加入

- ① おおのジュニアクラブ等で活動する生徒及び指導者は、クラブが指定する保険への加入を義務づける。その他、加入する保険でまかなえない損害賠償責任を負った場合に備え、賠償保険に加入することも協議の上検討する。

4 指導体制

(1) 指導者

- ① おおのジュニアクラブで指導を行う指導者は、各団体で指導、競技、活動経験がありかつ活動の教育的意義を理解した者で、おおのスポーツクラブから委嘱者された者とする。
- ② 大野ジュニアウインドオーケストラの指導者は、各団体で指導や活動経験がありかつ活動の教育的意義を理解した者とし、大野町音楽協会から委嘱された者とする。
- ③ 必要に応じて県設置の人材バンク等の活用をする。

(2) 指導者の育成

- ① 指導者は、必要に応じて岐阜県教育委員会、公益財団法人岐阜県スポーツ協会の実施する指導者育成研修会への参加をし、部活動の教育的意義の理解に努める。また、上記指導者

育成研修会の他、広い知識や技能習得に必要と思われる研修会等に参加し、資質の向上に努める。

- ② おおのジュニアクラブは、指導者の指導者ライセンスや公認スポーツ指導者等の資格保有の把握に努め、できるだけ指導者資格を保有した指導者が指導にあたるよう指導者資格取得の促進をする。
- ③ おおのジュニアクラブの指導者が不適切な指導を行った場合には、町とおおのジュニアクラブが協議し指導及び処分を検討する。大野ジュニアウインドオーケストラの指導者が不適切な指導を行った場合は、町と大野町音楽協会が協議し指導及び処分を検討する。
- ④ おおのジュニアクラブの指導者は、スポーツ庁の示す中央協議団体作成の指導手引き等を活用し指導を行う。

(3) 教職員の兼職兼業

- ① 町は、専門的な知識や指導経験があり、おおのジュニアクラブ等での指導を希望する教職員（フルタイムの常勤講師も含む）がいる場合は、兼職兼業の届出により許可する。その際、業務への影響、健康への配慮など学校運営に支障がないことを検討し、校長への事前確認を得た上で許可するものとする。（パートタイムの非常勤講師は許可不要）
- ② 町、おおのジュニアクラブ等は、教職員の兼職兼業に係る労働時間等については、厚生労働省「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に基づき、適切な労務管理に努める。なお、教職員を指導者とする際は、居住地や異動、退職等があっても継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意する。また、小学校の教職員で指導を希望するものについても同様とする。
- ③ 休日等の業務時間外において、無償又は交通費等の実費弁償の範囲内のみの支給でおおのジュニアクラブ等において指導を希望する教職員については、「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について」（文部科学省・スポーツ庁・文化庁）のとおりとする。

(4) 指導者の謝金

- ① 指導者の謝金については別に定める。謝金の額の決定については、国の動向や周辺他市町の状況も考慮する。

Ⅲ 大会等の在り方

1 大会等の在り方

(1) 生徒の大会等の参加機会の確保

- ① 校長、おおのジュニアクラブ等は、学校単位の大会及び地域クラブも参加できる大会等参加機会がある大会について生徒が参加できるよう配慮する。
(学校部活動が地域移行することに伴い、中体連主催の大会において地域スポーツ団体

等（地域クラブ活動）での参加が可能となりつつあるため、競技ごとの規定に従い参加する。）

- ② 校長は、運動部を設置していない中体連加盟種目について、学校管理下外のスポーツ関係団体等で活動している生徒が、中体連主催大会への参加を希望する場合は、校長が認めた外部指導者を監督として大会に参加出来るよう配慮する。
- ③ 校長、おおのジュニアクラブ等は、生徒の心身や保護者の金銭的な負担が過重にならないように、大会等の参加数を精選する。

（２）大会等の引率

- ① 学校部活動の大会等の引率は原則として、外部指導者等の協力を得るなどして、できるだけ職員等が引率しない体制を整える。
- ② おおのジュニアクラブ等における大会等参加の引率は、クラブの指導者等が行うこととする。
- ③ 部活動顧問やおおのジュニアクラブの指導者が、審判員等として大会等に参加する場合は、大会等のスタッフとして委嘱された上で、主催者の一員として大会等に従事するものとする。
- ④ 町や校長は、教職員が実費弁済の範囲を超えて報酬を得て大会運営に従事する場合は、兼職兼業の許可も含め適切な勤務管理を行った上で許可する。

（３）移動について

- ① 対外試合や大会等への参加における移動については、公共交通機関や貸し切りバスの利用、保護者送迎による現地集合現地解散とする。
- ② 学校部活動、おおのジュニアクラブ等ともに大会等によっては、規定の範囲で町バスの利用も可能とする。

（４）大会等参加にかかる費用について

- ① おおのジュニアクラブ等の大会等の参加費、登録費、指導者等の交通費等については別に定める。